

第15期 第35回豊見城市農業委員会 総会

1 日時： 平成29年4月25日(火) 午後1時36分～午後5時00分

2 場所： 豊見城市役所5階ホール

3 出席委員数： 10 名

1番 (会長)	瀬長 澄子	出席
2番 (職務代理)	比嘉 昇	欠席
3番	上原 啓一	出席
4番	比嘉 和生	出席
5番	金城 行男	出席
6番	當間 勇治	出席
7番	金城 美津子	出席
8番	金城 克治	出席
9番	大城 常雄	出席
10番	當銘 博	出席
11番	宮里 由美子	出席
12番	當銘 司	欠席

4 欠席委員数： 2 名

5 農業委員会事務局職員

局長兼班長：大城 靖

主査：當銘 裕太

主任主事：座安 省吾

6 議事録署名委員： 當間 勇治 ・ 金城 克治

7 現場調査日時： 平成29年4月25日(火) 午後1時38分～午後3時17分

8 現場調査数: 8 件

9 付議すべき案件

報告第 227 号	転用許可に係る工事の進捗状況報告について(4件)
報告第 228 号	転用許可に係る工事の完了報告について(5件)
報告第 229 号	農地転用後の利用状況の報告について(1件)
報告第 230 号	現況証明願について(11件)
報告第 231 号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について(3件)
報告第 232 号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について(7件)
報告第 233 号	農地法許可申請の取下げについて(1件)
報告第 234 号	農地法第18条第6号の規定による通知について(1件)
議案第 138 号	農地法第3条の規定による許可申請について(17件)
議案第 139 号	非農地証明願について(1件) (H29.4)
議案第 140 号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について(1件)
議案第 141 号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について(7件)
議案第 142 号	下限面積の設定について
協議第 27 号	平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

10. 会議の内容

会長

これから第15期、豊見城市農業委員会第35回総会を開会いたします。

開会 午後1時36分

本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。

会議は本日1日限りいたします。

本日の出席委員は、12名中の10名で、豊見城市農業委員会会議規則第11条の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第6番委員と第8番委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の大城局長及び當銘主査を会長から指名させていただくことにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

それでは議事録署名委員に、第6番委員と第8番委員、そして会議書記に大城事務局長及び當銘主査を指名いたします。よろしく願いいたします。

本日提案された議案日程についての現場調査8件のほかに農地パトロール及び違反転用調査を行ってから審議に移りたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

ご異議ないようですので、ただいまから現場調査のため、一時休憩をいたします。

休憩（現場調査）午後1時38分

再開 午後3時17分

会長

再開いたします。

これより報告案件に入ります。初めに報告第227号について、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案書の2ページをお開きください。

報告第227号「転用許可に係る工事の進捗状況報告について」

4件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。



以上です。

会長

ただいまの報告第 227 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

特にないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(進行の声あり)

会長

次に、報告第 228 号について、事務局の説明をよろしくをお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 4 ページをお開きください。

報告第 228 号「転用許可に係る工事の完了報告について」

5 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。

以上です。

会長

ただいまの報告第 228 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

特に質疑がないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(進行の声あり)

会長

では、次に報告第 229 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 6 ページをお開きください。

報告第 229 号「農地転用後の利用状況の報告について」

1 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。

以上です。

会長

ただいまの報告第 229 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

特にないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(進行の声あり)



会長 次に、報告第 230 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 8 ページをお開きください。
報告第 230 号「現況証明願について」
11 件ございました。内容を確認の上、証明発行いたしましたので、ご報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 230 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。
特にないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(進行の声あり)

会長 では、次に報告第 231 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 10 ページをお開きください。
報告第 231 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について」
3 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。
以上です。

会長 では、ただいまの報告第 231 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してをお願いいたします。
特に質疑がないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(進行の声あり)

会長 次に、報告第 232 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 15 ページをお開きください。
報告第 232 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について」
7 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。
以上です。



会長 では、ただいまの報告第 232 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

特に質疑がないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(進行の声あり)

会長 次に、報告第 233 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 24 ページをお開きください。

報告第 233 号「農地法許可申請の取下げについて」

1 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。

以上です。

会長 ただいまの報告第 233 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

特にないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(進行の声あり)

会長 次、報告第 234 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 26 ページをお開きください。

報告第 234 号「農地法第 18 条第 6 号の規定による通知について」

1 件ございました。内容を確認の上、通知書を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上です。

会長 ただいまの報告第 234 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

特にないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(進行の声あり)

会長 次に、議案案件に移ります。議案第 138 号について、事務局の説明をお願いいたします。



それでは議案第 138 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明をいたします。

それでは説明に入りたいと思います。議案書の 28 ページをお開きください。整理番号 1 番につきまして、議案書の 33 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字伊良波西原 497 番 2 につきまして、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

次に、整理番号 2 番につきまして、議案書 35 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字高安後原 1033 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

次に、整理番号 3 番につきまして、議案書の 37 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字高安後原 1010 番につきまして、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

次に、整理番号 4 番につきまして、議案書の 39 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字金良後原 429 番 1、429 番 25、429 番 26 につきまして、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

次に、整理番号 5 番につきまして、議案書の 41 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字根差部東原 20 番 2 に番につきまして、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

次に、整理番号 6 番につきまして、議案書の 43 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字伊良波西原 543 番 2、543 番 4 につきまして、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

次に、整理番号 7 番につきまして、議案書の 45 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字伊良波浜原 658 番 2 につきまして、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

次に、整理番号 8 番につきまして、議案書の 47 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字伊良波浜原 571 番につきまして、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

次に、整理番号 9 番につきまして、議案書の 49 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字座安中前原 144 番 2 につきまして、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

次に、整理番号 10 番につきまして、議案書の 51 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字翁長由美原 369 番 1 につきまして、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま



次に、整理番号 11 番につきまして、議案書の 53 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字保栄茂親川原 734 番 1 につきまして、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

次に、整理番号 12 番につきまして、議案書の 55 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字名嘉地南又原 232 番 1 につきまして、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

次に、整理番号 13 番につきまして、議案書の 57 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字渡橋名浜原 289 番 11 につきまして、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

次に、整理番号 14 番につきまして、議案書の 59 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字平良溝原 402 番 1、402 番 3、402 番 4 につきまして、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

次に、整理番号 15 番につきまして、議案書の 61 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字渡嘉敷太田原 303 番 2 につきまして、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

次に、整理番号 16 番につきまして、議案書の 63 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字座安浜原 357 番につきまして、農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用及び第 4 号の農作業への常時従事要件に関して、疑義がございますので、農業委員の皆様

の意見を伺いたいと考えております。また、議案書の 65 ページ、整理番号 17 番、豊見城市字与根南浜崎原 508 番 2 につきましても同様に、農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用及び第 4 号の農作業への常時従事要件に関して、疑義がございますので、農業委員の皆様

会長

事務局の説明が終わりました。

議案第 138 号は 1 件ずつ審議をしますが、整理番号 2 番と 3 番、同じく 4 番と 5 番、8 番と 9 番、10 番と 11 番、同じく 13 番と 14 番、16 番と 17 番については関連しますので、それぞれ一括して審議をしたいと思

質疑なしと認めて、進行してよろしいでしょうか。採択してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)



会長 整理番号1番については、農地法第3条第2項各号に該当しないと認められることから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号1番については許可することに決定します。

次に、整理番号2番、3番について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

(4番委員挙手)

4番委員 休憩をお願いします。

会長 休憩いたします。

休憩 午後3時33分

再開 午後3時38分

会長 再開いたします。

(4番委員挙手)

4番委員 経営開始となっておりますが、これは今までも一緒にやっていたということの前提で申請なされているわけですね。そうすると、経営監視の審議にはならないのでは？

事務局 ご自身の畑が今までなかったという意味で今回取得することで開始ということと扱いました。

4番委員 譲渡人のほうは農業はやめるということになりますか。

事務局 同じ世帯として両方とも経営に携わることになります。

4番委員 両方とも独身なんですか？



事務局 そこまでは聞いていません。

4番委員 同一世帯ということですが、住民票は提出していますよね？ いつから同居をなされているかわかりますか。

事務局 譲受人になっている方は、今のところ、前住所は住民票に記入がないので、住所は変わっていないと思います。譲渡人は、昭和50年ぐらいから住まわられていますね。

4番委員 わかりました。

○ 会長 ほかにございませんでしょうか。

(はいの声あり)

会長 これで採決します。
整理番号2番、3番について、農地法第3条第2項各号に該当しないことから許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○ 会長 異議なしとのことですので、整理番号2番、3番については、許可することに決定しました。
次に、整理番号4番、5番について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いします。

(4番委員挙手)

4番委員 今回、代理人が申請手続なされていますか。

事務局 本人申請です。

4番委員 ご本人は元気そうでしたか？

事務局 お元気でした。



4番委員

わかりました。

会長

ほかにごありませんでしょうか。

これより採決します。整理番号4番、5番について、農地法第3条第2項各号に該当しないと認められることから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号4番、5番について、許可することに決定いたします。

次に、整理番号6番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。質疑なしと認めて進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

これより採決に移ります。整理番号6番について、農地法第3条第2項各号に該当しないと認められることから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号6番については許可することに決定します。

次に整理番号7番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。質疑なしと認めて進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

これより採決に移りたいと思います。

整理番号7番について、農地法第3条第2項各号に該当しないと認められることから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

整理番号7番について、許可することに決定しました。

次に、整理番号8番と9番、一括して委員の質疑を許しますので、質疑のある



方は挙手してお願いします。

事務局 休憩してください。

会長 休憩いたします。

休憩 午後 3 時 43 分
再開 午後 3 時 56 分

会長 再開いたします。
8 番と 9 番について委員の質疑を許しますので、よろしく願いいたします。

(8 番委員挙手)

8 番委員 議案第 138 号において、農地法第 3 条第 2 項第 1 号要件及び第 4 号要件に疑義
がありますので、保留にしておいてはいかがでしょうか。

(はいの声あり)

会長 保留にすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 整理番号 8 番、9 番について、保留ということで決定します。
次に、整理番号 10 番、11 番について、委員の皆さんの質疑を許します。質疑
のある方は挙手してお願いいたします。

(4 番委員挙手)

4 番委員 年齢が気になるので、ご本人はお元気そうでしたか？

事務局 申請にはご本人がいらっしゃっていましたが、お元気そうでした。

4 番委員 はい、それで十分です。

(8 番委員挙手)



会長 8番委員。

8番委員 10番、11番の契約期間が違うのはなぜですか。

事務局 譲渡人が異なるためです。

8番委員 わかりました。

会長 ほかにございませんでしょうか。

(はいの声あり)

会長 ほかにございませんでしょうか。
これより採決します。整理番号10番、11番について、農地法第3条第2項各号に該当しないと認められることから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号10番、11番については許可することに決定いたします。
次に、整理番号12番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
異議なしと認めてもよろしいですか。

(はいの声あり)

会長 これより採決します。整理番号12番について、農地法第3条第2項各号に該当しないと認められることから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 整理番号12番については許可することに決定します。
次に、整理番号13番、14番について、委員の質疑を許します。質疑のある方



は挙手してお願いいたします。

事務局 休憩してください。

会長 休憩いたします。

休憩 午後 4 時 00 分
再開 午後 4 時 08 分

会長 再開いたします。
8 番委員。

8 番委員 議案第 138 号、整理番号 13 番、14 番に関しては、農地法第 3 条第 2 項第 1 号及び第 4 号に疑義がありますので、保留としたいと思いますけれども、皆さんいかがでしょうか。

会長 整理番号 12 番、13 番については、保留するという事で皆さんご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 次に、整理番号 15 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

(4 番委員挙手)

会長 4 番委員。

4 番委員 これは前回保留にした案件だと思いますが、調査した報告を伺いたいと思います。

事務局 農地法第 3 条第 2 項第 4 号の農作業に従事しているかどうかの確認で前回保留になりましたので、その点について。まず、現在の耕作地になっています阿波根の畑、そして伊良波の畑についてですが、阿波根のほうはサトウキビが植えられていまして、あとはタマネギ、ニンジンも収穫されているのを確認しています。伊良波のほうについても、実際に本人が農作業をしているのを確認しま



した。

4 番委員

はい、わかりました。

会長

ほかにごいませんかでしょうか。

これより採決します。整理番号 15 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないと認められることから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○ 会長

整理番号 15 番については、許可することに決定いたします。

次に、整理番号 16 番、17 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

事務局

休憩をお願いします。

会長

休憩いたします。

休憩 午後 4 時 13 分

再開 午後 4 時 24 分

会長

再開いたします。

○ (4 番委員挙手)

会長

4 番委員。

4 番委員

16 番、17 番に関しまして、申請内容の疑義がありますので、もう一度全項目を再確認してほしいと思います。そのために今回は保留にさせていただきまして、再調査の上で来月、審議をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

会長

では、4 番委員の言ったとおり、整理番号 16 番、17 番につきましては保留ということでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)



会長

では、整理番号 16 番、17 番については、保留ということに決定します。
次に、議案第 139 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 67 ページをお開きください。
議案第 139 号「非農地証明願いについて」ご説明いたします。
願い出のあった土地は、豊見城市字根差部前原 478 番で、市街化調整区域内にあります。今回の申請地は、69 ページに添付しておりますが、平成 28 年 2 月 24 日開催の第 20 回総会においても現場調査を行っており、当時は現況地目について非農地として意見決定をしております。先ほどの現場調査でも再度ごらんいただきましたが、申請地は土地の大部分が傾斜地であり、周辺地を含め原野の様相を呈しており、農業機械の進入も容易ではなく、農地としての利用は難しいと考えられることから、当該地は「非農地」と認められるものと考えられます。また、「土地の状況」につきましては、表土・土質については、立ち入り困難のため「不明」、形状は傾斜地、位置は高い、状況については、項目にはございませんが、原野の崖部分になると思われます。雑草は密、周囲は原野、農地の広がり「なし」、土地利用計画等は市街化調整区域になっております。議案第 139 号について、説明は以上です。

会長

事務局の説明が終わりました。これより審議します。委員の質疑を許します。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。
質疑なしと認めて、これより採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

議案第 139 号について、地目の現況について非農地として、土地の状況については事務局の説明に同意することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、議案第 13 号は、地目の現況は「非農地」、土地の状況は事務局説明のとおりと決定しました。
次に、議案第 140 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 71 ページをお開きください。
議案第 140 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」



1 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは申請案件についてご説明いたします。

整理番号 1 番につきまして、76 ページをお開きください。申請のあった土地は、字上田西後原 407 番 1、407 番 6、当該申請地について、農地法第 4 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議案第 140 号について、説明は以上です。

会長

事務局の説明が終わりました。

これより審議します。委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移ります。

議案第 140 号について、農地法第 4 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、議案第 140 号は許可相当として、沖縄県知事へ進達することに決定いたします。

次に、議案第 141 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 78 ページから 79 ページをお開きください。

議案第 141 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」

7 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは申請案件についてご説明いたします。

まず、整理番号 1 番につきまして、88 ページをお開きください。申請のあった土地は、字高嶺上又原 339 番 1、当該申請地について、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号 2 番につきまして、93 ページをお開きください。申請のあった土地は、字長堂仲毛原 109 番 14、当該申請地について、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号 3 番につきまして、101 ページをお開きください。申請のあった土地は、字渡嘉敷太田原 398 番 5、405 番 8、当該申請地について、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号 4 番につきまして、106 ページをお開きください。申請のあった土地は、字与根西原 1 番 5、当該申請地について、農地法第 5 条第 2 項各号



には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
次に、整理番号 5 番につきまして、111 ページをお開きください。申請のあった土地は、字与根西原 2 番 3、2 番 4、当該申請地について、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
次に、整理番号 6 番につきまして、116 ページをお開きください。申請のあった土地は、字与根西原 2 番 7、2 番 8、当該申請地について、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
次に、整理番号 7 番につきまして、123 ページをお開きください。申請のあった土地は、字翁長浜原 837 番 8、837 番 9、当該申請地について、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議案第 141 号について、説明は以上です。

会長

事務局の説明が終わりました。

議案第 141 号は、1 件ずつ審議しますが、整理番号 5 番と 6 番は関連していますので、一括して審議します。

まず、整理番号 1 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

いいですか。質疑なしと認めて、これより採決します。整理番号 1 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

整理番号 1 番は許可するとして、沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に整理番号 2 番について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

これより採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

整理番号 2 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)



- 会長 整理番号 2 番は許可相当として、沖縄県知事へ進達することに決定します。
整理番号 3 番について、委員の質疑を許します。
- (異議なし)
- 会長 異議なしと認め、これより採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。
- (はいの声あり)
- 会長 整理番号 3 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。
- (異議なし)
- 会長 整理番号 3 番は許可相当として、沖縄県知事へ進達することに決定しました。
次に、整理番号 4 番もよろしいでしょうか。これより採決に移ります。
整理番号 4 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。
- (異議なし)
- 会長 整理番号 4 番については、許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。
次に、整理番号 5 番と 6 番は関連しますので、一括して審議します。委員の皆さんの質疑を許します。いいですか。
- (4 番委員挙手)
- 会長 はい、4 番委員。
- 4 番委員 115 ページ、現在会社設立の準備をしておりますとありますが、後で会社を設立した際には、会社の登記簿謄本等を提出していただいたほうがよいと思われませんが。
- 事務局 一応お願いとして、設立した際には提出していただけませんかということではできると思います。



4 番委員

じゃあお願いします。

会長

ほかにございませんでしょうか。

(はいの声あり)

会長

これより採決いたします。整理番号 5 番、6 番については、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

整理番号 5 番、6 番については、許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定いたします。

整理番号 7 番について、皆さんの質疑を許します。

異議なしと認めて、採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

整理番号 7 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

整理番号 7 番は、許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

次に、議案第 142 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案第 142 号について説明します。議案書の 124 ページをお開きください。議案第 142 号「下限面積（別段の面積）の設定について」

農業委員会の適正な事務実施について、これは平成 21 年 1 月 23 日付の農林水産省の経営局長通知でございますが、これによって農業委員会は、毎年下限面積（別段の面積）の設定または修正の必要性について審議をし、その結果をホームページ等で公表することになっております。

次に 125 ページをお開きください。豊見城市の農地法の下限面積につきまして、方針といたしまして、農地法施行規則第 17 条第 2 項を適用しまして、下限面



積については現行の 30 a とすることがよいのではないかと考えております。その理由としましてまず 1 つ、豊見城市内では相当程度の遊休農地があると考えられること。2 つ目、豊見城市の状況から見て、30 a 程度の耕作面積を有する農家の数が増加しても、農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと考えられること。この 2 つにより、本市の農地の下限面積につきましては、現行の 30 a とすることが適正だと考えられます。以上でございます。

会長 事務局の説明が終わりました。
委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

○ 4 番委員 休憩でお願いします。

会長 休憩いたします。

休憩 午後 4 時 41 分
再開 午後 4 時 43 分

会長 再開いたします。
質疑なしと認めて、これより採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

○ 会長 議案第 142 号について、豊見城市の平成 29 年度の下限面積について、現行の 30 a とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、議案第 142 号について、平成 29 年度の豊見城市の下限面積は 30 a とすることに決定します。
次に、協議第 27 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは協議第 27 号「平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」説明をいたします。
お手元の議案書の 126 ページから 137 ページをごらんください。この平成 28



年度の点検・評価及び平成 29 年度の活動計画につきまして、これは農業委員会事務の実施要綱等の公表について、平成 28 年 3 月 4 日付の農林水産省の通知に基づきまして、毎年行うことになっております。

まず、127 ページをお開きください。127 ページから 134 ページまでが、平成 28 年度の活動の点検・評価となっております。127 ページにつきまして、ここは法令事務に関する点検結果でございます。同じく 128 ページにつきましても、法令事務の点検結果になります。これにつきまして、約 1 カ月間、ホームページ等で公表いたしまして、農家の皆様のご意見を踏まえた上で国のほうには報告をしていきたいと思っております。

131 ページからは、遊休農地に関する評価でございます。132 ページからは促進等事務に関する評価となっております。134 ページまでは同じ内容のものになります。これにつきましても、この案を 1 カ月間、ホームページ等で公表いたしまして、市内の農家のご意見を伺った上で国のほうには報告をしたいと考えております。

次に、135 ページから 137 ページは、平成 29 年度の活動計画でございます。まず、135 ページにつきましては、現在の農業委員会の状況でございます。136 ページにつきまして、担い手への農地の利用集積・集約化ですが、現在、豊見城市内の担い手への農地利用面積が 162.3ha、農地面積の 30.85%が集積をされております。平成 29 年度につきましては、新たに 3ha、新規の担い手への面積集積を図りまして、最終的には 165.3ha の集積を図りたいと考えております。3 番の新たな農業経営を営もうとする者の参入促進につきまして、平成 29 年度は 6 経営体を新たに参入促進をさせたいと考えております。

次に、137 ページでございます。遊休農地につきまして、今年の 3 月時点で市内の遊休農地面積は 37.8ha、割合にして 7.2%の面積がございます。このうち平成 29 年度の目標といたしまして、5ha の遊休農地の解消を目指したいと考えております。5 番、違反転用につきましても、違反転用が発見された場合も農業委員、それから事務局職員で現場調査を行いまして、所有者に対して原状復旧を行うか、適正に農地法の手続を行うよう指導を続けていきたいと思っております。

活動計画につきましても 1 カ月間、ホームページ等で公表いたしまして、市内の農家のご意見を踏まえた上で国に報告をしたいと考えております。

以上が、協議第 27 号の説明でございます。

会長

事務局の説明が終わりました。

委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。



(3 番委員挙手)

会長 はい。

3 番委員 ちょっと休憩で。

会長 休憩いたします。

休憩 午後 4 時 48 分

再開 午後 4 時 58 分

会長 再開いたします。
これより採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 協議第 27 号について、議案書に記載された内容で約 1 カ月間公表し、意見を募って、それからその結果を踏まえて国へ報告することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、協議第 27 号について、議案書に記載された内容で約 1 カ月間公表し、意見を募ってから、その結果を踏まえて国へ報告することに決定しました。

以上をもちまして、全日程を全て終了いたしました。委員の皆様には提案された議事日程に対して、真摯で丁重なご意見とご審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

これで本日の農業委員会総会を全て終了いたします。お疲れさまでした。


平成 29 年 4 月 25 日 (火)

午後 5 時 00 分終了



議事録署名委員

会長

瀬長 澄子 

6 番委員

笛間 勇治 

8 番委員

金城 克治 

1

